

# 事務所だより

第12号  
発行所  
藤田社会保険  
労務士事務所  
京都市伏見区

## 療養費

健康保険証が  
まだ出来てい  
ない!

# 健康保険の給付いろいろ - 第4回 -

転職して、再就職先で社会保険の資格取得届を提出したものの、健康保険証を受け取っていない間に医療機関で受診された経験はありませんか。健康保険証の提示ができないため、医療機関の窓口で医療費全額(10割)を窓口で支払ったという経験はありますか。日頃、何気なく提示している健康保険証ですが、提示しなければ自己負担が多くなるのです。

### 後日還付される。

先ほどの事例のように医療費全額を負担した場合に、保険者に申請し、医療費から一部負担額を差し引いた金額が還付されることがあります。正確には、還付されるのではなく、「療養費」として現金給付されるのです。治療費等は、原則として現物給付(第2回目で解説しました「療養の給付」のこと)です。「療養費」は例外的な措置として取り扱われています。



### 療養費として支給される事例

では、どのようなときに

「療養費」として支給されるのでしょうか。  
A. 保険診療を受けるのが困難なとき

(例)

イ. 事業主が資格取得届の手続き中で被保険者証が未交付のため、保険診療が受けられなかったとき  
ロ. 感染症予防法により、隔離収容された場合で薬価を徴収されたとき

ハ. 療養のため、医師の指示により義手・義足・義眼・コルセットを装着したとき

ニ. 生血液の輸血を受けたとき

ホ. 柔道整復師等から施術を受けたとき

B. やむを得ない事情のため、保険診療が受けられない医療機関で診察や手当を受けたとき

(例)  
イ. 旅行中の急病やけがで、近くに保険医療機関がなく、やむを得ず保険医療機関ではない病院で自費診療をしたとき

この場合、やむを得ない理由が認められなければ、療養費は支給されません。

### 療養費として支給される額は…

保険者が、健康保険の基準で計算した額(実際に支払った額を超える場合は、実際に支払った金額)から、その額に一部負担割合を乗じた額を差し引いた額が「療養費」として支給されます。

次回は、高額療養費について掲載いたします。

### ここに注意!

立て替え費用の全額が戻るとは限りません。

⇒ 保険者が健康保険の基準で計算した額と、実際に支払われた額を比較して低いほうの金額から、一部負担割合(本人負担の割合)を差し引いた額を療養費とする。

※ 海外療養費は、支給決定日の海外為替換算率(売レート)で計算

「ねんきん」無料  
相談を始めました

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

年金事務所や年金相談センターに  
★ 行く時間がない方  
★ 遠くへ行けない方  
ぜひご利用下さい

二十四時間受付(※)  
しています

※受付のみとさせていただきます。  
回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。  
お客様のご個人情報は、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

### メールでご相談の方

メールアドレス  
k-fujita@k-fujita-sr.com

### FAXでご相談の方

FAX番号  
075 (571)8611

# 雇用保険の適用範囲が拡大されました！

## ◆短時間就労者等を対象

平成22年4月1日から雇用保険の適用範囲が拡大されました。従来の適用基準では、「6ヵ月以上の雇用見込み」かつ「1週間の所定労働時間が20時間以上」でしたが、今回の改正により「31日以上雇用見込み」かつ「1週間の所定労働時間が20時間以上」となりました。短時間就労者や派遣労働者の適用基準を緩和し、「雇用のセーフティネット機能の強化を図ること」としています。

## ◆意外な盲点が…

今回の改正では、確かに「一般被保険者」が増えることになり、つまり、雇用保険の資格取得により、失業給付受給可能なラインに立つことになるのです。しかし、失業時に実際に受給可能となる要件は、どのようなものでしょうか。

自己都合による離職の場合には、①離職の日以前2年間に、被保険者期間（雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1ヵ月ごとに区切っていた期

間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1ヵ月と計算）が通算して12ヵ月以上あることが必要です。また、解雇や倒産による離職や通勤時間が片道2時間以上の勤務地へ通勤になった場合の離職など、特別の事情による離職の場合でも、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヵ月以上あることが必要です。

つまり、受給要件は緩和されていないため、雇用保険の被保険者となったことをもって、必ずしもすべての方が失業給付に結びつくわけではありません。

## ◆遡及適用期間の改善へ

事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険への未加入期間が発生している方への救済枠を拡大することになりました。対象者は、給与から雇用保険料が徴収されているにもかかわらず、未加入状態となっている方です。

現行では、被保険者であったことが確認された日から2年前までしか遡及されず、それ以前の期間は、被保険者期間とはさ

れていません。改正後は、給与から雇用保険料が天引きされていることが給与明細等の書類で確認された方について、確認された時点まで期間制限なく遡及適用されることとなりました。

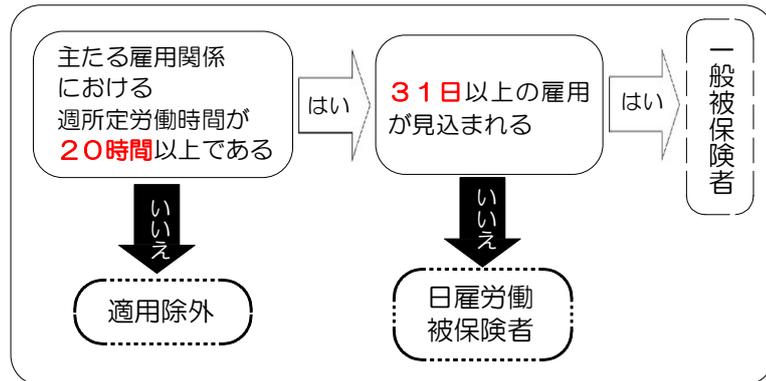
## ◆待たれる施行日

遡及適用されることは、すなわち被保険者期間がその期間分加算されることとなります。その結果、失業給付の受給期間に影響する場合があります。

例えば、被保険者資格取得届が提出されていなかったために、離職時には7年と判定されている方が、その後、給与明細等の書類で確認された期間が3年遡及された場合を考えてみましょう。離職時に65歳未満で、自己都合による離職理由での失業給付日数は、被保険者期間10年未満で90日、10年以上で120日となっています。つまり、7年+3年で10年となり、失業給付日数に違いが生じるようになります。

遡及適用可能開始の日は、「公布日（平成22年3月31日）から9ヵ月以内の政令で定める日」とされており、現在は「未

定」ですが、一日も早く施行されることで、セーフティネットとしての効果がさらに拡大することを期待しています。



五月の労務手続  
「提出先・納付」

- 10日 ○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 10日 ○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業

藤田社会保険労務士事務所  
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408  
TEL・FAX 075-571-8611  
E-mail k-fujita@k-fujita-sr.com  
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記  
一年が過ぎるのは早いもので、4月13日で開業1周年を迎えました。「日々、研鑽」をおろそかにせず、開業以前よりご指導いただき方々に恥じない活動をして参ります。今後とも変わらぬご指導・鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（きん）

- 31日 ○健保・厚年保険料の納付  
「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「社会保険事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」